

画像センシング技術研究会会則

役員選任に関する細則

第1章 総則

第1条

会長、組織委員、ステアリングコミッティ委員、および監事の選出については、会則に定めるものの他、この規程による。

第2条

本規程に基づき、本会の役員として、組織委員 31 名（会長 1 名を含む）を選出する。

第3条

組織委員の改選は、隔年 2 月～5 月にかけて、下記の手順により実施する。

第2章 選挙管理委員会の設置

第4条

選挙管理委員長は、組織委員から会長が任命し、選挙管理委員会を組織する。

第3章 正会員および企業会員の代表者の互選による新組織委員候補 A 群の選出

（被選挙権）

第5条

被選挙権は、選挙管理委員会が定めた期日までに正会員、および企業会員の代表者となったものに与える。正会員、および企業会員の代表者の名簿をもとに被選挙者名簿を作成する。但し、被選挙権を放棄する場合、事前に選挙管理委員会へ申し出ることとする。

（選挙権）

第6条

選挙権は、選挙管理委員会が定めた期日までに正会員、および企業会員の代表者となったものに与える。

（投票方法）

第7条

選挙権を持つ者は、選挙管理委員会が定める投票期間内に、公示された被選挙者名簿から 5 名を選定し、投票することを要する。

（開票）

第8条

開票および投票結果の公示は、選挙管理委員会が行う。

第9条

投票の結果、得票数の多い者から 5 名を新組織委員候補 A 群とする。得票数が同数の場合

は、年齢の上の者を選出する。

第4章 組織委員の互選による新組織委員候補 B 群の選出

第10条

組織委員の互選により、新組織委員候補 B 群 21 名を選出する。

(候補者名簿)

第11条

新組織委員候補 B 群を決定するために、互選投票のための対象者名簿を組織委員名簿をもとに作成する。これに新組織委員候補 A 群に選ばれたものおよび正会員と企業会員の代表者の互選を辞退する者が含まれている場合はこれを削除する。なお、互選の対象となることを辞退する場合には、事前に選挙管理委員会に届け出を行い、受理されることを要する。

(投票方法)

第12条

選挙管理委員会は、定めた期日までに、候補者名簿から新組織委員候補 B 群 21 名を組織委員の互選により選出する。

(開票)

第13条

開票および投票結果の公示は、選挙管理委員会が行う。

第14条

投票の結果、得票数の多いものから 21 名を新組織委員候補 B 群とする。得票数が同数の場合は、年齢の上の者を選出する。

第5章 新会長候補者の選出

第15条

選挙管理委員会は、新組織委員候補 A 群および B 群全員の互選により、新会長候補者を選出する。

第6章 新会長候補者による新組織委員候補 C 群の選出

第16条

新会長候補者は、新組織委員候補 C 群 5 名を選出する。新組織委員候補 A 群、B 群および C 群をあわせ、新組織委員候補 31 名とする。これに満たない場合は新会長候補者が追加で選出する。

第7章 ステアリングコミッティ委員候補の選出

第17条

新会長候補者は、新組織委員候補よりステアリングコミッティ委員候補者 6 から 10 名を選出する。また、ステアリングコミッティ委員候補者から委員長 1 名、幹事長 1 名、幹事 1 から 3 名を選出する。

第8章 監事候補の選出

第18条

新会長候補者は、監事候補者2名を選出する。組織委員候補者から選出する場合には、監事候補者を組織委員候補者から外し、その不足分を新会長候補者が追加で選出する。

第9章 役員候補の承認

第19条

役員候補は、会長の発議に基づき組織委員会の議を経て承認する。

第10章 雑則

第20条

本細則の改正は、組織委員会の議決による。

付則

第1条 本細則は平成22年9月1日より施行する。

第2条 本細則は平成30年6月14日一部改正。
